

表1 公的年金からの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万8,000円の場合

Table with 3 main columns: 徴収の方法, 普通徴収 (納付書または口座振替), 特別徴収 (年金からの引き落とし). Sub-columns include 納期・年金支給月 and 納付額.

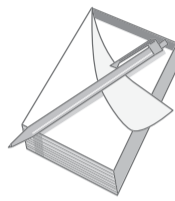
表2 公的年金からの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)2年目以降の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万7,000円で2月に徴収した額が3,000円の場合

Table with 3 main columns: 徴収の方法, 特別徴収(仮徴収), 特別徴収(本徴収). Sub-columns include 年金支給月 and 納付額.

※公的年金からの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度と、引き落とし(特別徴収)が継続する年度では徴収方法が異なります。

市民税・都民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)について



特別徴収1年目の方 および昨年途中で納付書または口座振替(普通徴収)になった方... (1)引き落とし(特別徴収)の対象となる方... (2)引き落とし(特別徴収)の開始時期... (3)引き落とし(特別徴収)の対象となる年金... (4)引き落とし(特別徴収)の対象となる市民税・都民税... (5)公的年金からの徴収方法

仮徴収・特別徴収とは 市民税・都民税は、市民税・都民税納税通知書で決定となり、7月に年金保険者(日本年金機構など)へ市民税・都民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)を依頼します... (1)引き落とし(特別徴収)の開始時期... (2)引き落とし(特別徴収)の対象となる年金... (3)引き落とし(特別徴収)の対象となる市民税・都民税... (4)引き落とし(特別徴収)の対象となる年金... (5)公的年金からの徴収方法

から (2)公的年金からの徴収方法 25年度が公的年金からの引き落としで、26年度も継続して引き落としの場合は、26年4月支給分の公的年金からの引き落とし(仮徴収)となります

65歳未満の公的年金の受給者の方へ 65歳未満で公的年金の所得と給与所得があり、給与所得の市民税・都民税を給与から天引き(特別徴収)されている方は、公的年金の所得と併せて給与から天引きすることができます。希望する方は、勤務先の担当者に申し込みを



年金受給者の方へ 「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう 老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象です(障害年金・遺族年金は課税されません) 課税対象となる受給者には、毎年10月下旬に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、11月へ。 27年分「扶養親族等申告書」が送付される方 (1)65歳未満で、年金額が108万円以上の方 (2)65歳以上で、年金額が158万円以上の方 詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

柔道整復師や鍼灸師・マッサージ師の施術に関する照会にご協力ください 市では医療費適正化への取り組みとして、国民健康保険被保険者が、国民健康保険を使って施術を受けた場合に、施術内容の点検を行います。 施術内容を確認するため、文書で問い合わせることがありますので、負傷部位や施術内容、施術年月の記録、領収書などを保管し、確認の文書が届いた方は、ご協力をお願いします。 この業務はカリバー・インタナショナル株式会社、市の委託を受けて行います。 詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

東京都シルバーパス 新規発行手続きはお済みですか

満70歳以上の都民の方に、30日です。 申し込みにより、都営交通および都内を運行する民営バスがある満70歳以上の方(寝たきりの方を除く)のシルバーパスを発行します。 有効期限は発行日より27年9月の初日から

Table with 3 columns: 住民税区分, 費用, 必要書類. Rows include 26年度の住民税が「課税」の方, 26年度の住民税が「非課税」の方, 26年度の住民税が「課税」で、25年の合計所得金額が125万円以下の方.

※ア・エは、市から送付されている「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」をご用意ください(「仮決定通知書」は使えません。再発行はできません。紛失した場合は、イ・オをご用意ください)。 ※イ・オは、課税課(市役所2階)で発行します(有料)。取得には、手数料・本人確認書類・印鑑などが必要です。代理人が取得する場合は、委任状が必要です。 ※ウは、「生活扶助」を表す記載があるもののみ使用できます。 ※ア・イ・エ・オは、26年度の書類が必要です。

ジェネリック医薬品 利用通知を発送します

市国民健康保険では、現在服用している新薬(先発医薬品)からジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるかを試算した通知を次の方に送付します。通知が届きましたら、切り替えることにより、薬代の自己負担額を一定金額以上軽減できると見込まれる4歳以上の方 【発送時期】6月に処方の方は10月中、7月に処方の方は11月中 【ジェネリック医薬品へ切り替える場合の注意点】主治医や調剤薬局の薬剤師と十分相談してください▽医師の治療上の判断によりジェネリック医薬品が処方されない場合があります▽薬の価格が下がっても、技術料や管理料など薬以外の料金によって、自己負担の総額が軽減できない場合があります 【問い合わせ先】ジェネリック医薬品利用通知書に関する質問は、同通知書に記載のコールセンターへ 詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

